

国民所得勘定における租税と税外収入の範囲と分類について

(財政分科会資料 No. 1-1)

1. 租税の分類について

(1) 問題点

- ① 国民所得勘定で計上すべき租税。
- ② 国民所得勘定における租税の具体化分類基準。

(2) 国際的参考資料(S、N、Aと国連国民所得統計年鑑で示されている租税分類基準の概念)。

① 法人に課される直接税

企業の利潤、資本あるいは純資産に定期的に課される税である。

法人所得税や超過利潤税、未分配利潤税あるいは資本(capital stock)に課される税も含む。

② 家計と民間非営利団体に課される直接税

家計所得と民間非営利団体の所得に課されるすべての税であり、個人所得税や付加税等である。

③ 間接税

(S、N、A)

企業が支払う場合は、営業費用に計上できる税であり、個人が支払う場合は所得や財産に定期的に課されない税で、徴税に当たって納税者の個人的事情が顧慮されない。

(国連、国民所得統計年鑑) 財貨とサービスに対する税で

営業経費となるものと、家計による財貨やサービスの取得もしくは使用の時にかかる税。

おもな範疇は、輸入税、輸出税および内国所得税、地方税、遊興税、賭博税、販売税、営業認可税、印紙税および自動車税である。国家専売の利潤もまた含まれる。

不動産税と土地税はそれらが所得税を徴収するためのたんなる行政的手段とみなされないならば間接税としてとり扱われる。

(3) 検討の要点

① 国民所得勘定において計上すべき租税。

i. 考え方

イ. すべての税目を計上しなければならないとする説

国民所得勘定は所得の経済主体間の循環過程を明らかにするものであるから、租税収入はすべての項目を計上しなければならないとする。

ロ. 必ずしも、すべての租税を計上しなくともよいとする説。

課税客体がキャピタルゲインの一種とみなされるものは国民所得勘定の所得ではないので、それらに対して課

せられた租税は除外すべきであるとする。

ii 検討

課税客体が、たとえ国民所得勘定上の所得とみなされないものであってもそれに賦課される租税収入は、他の政府収入と同様に政府活動の源泉となり、所得の再分配効果をもたらすものであるから、課税客体自体とは区別して考えて然るべきである。キャピタル・ゲインを課税客体とするもの、あるいは流通税的性格のもの、たとえば相続税、再評価税、有価証券取引税、取引所得税などがこの対象となる。また、財政の国民経済に及ぼす影響を分析することを目的として作成された国連のマニュアル（政府取引の経済的・機能的再分類—国連財政金融部、1958年）ではS.N.A（国民所得勘定の構造と附属表、1960年）の勧告の線に沿って、政府の資本勘定バランスと経常勘定バランスを示しているが、これではすべての租税収入を計上しているようである。従って将来、作成を予定されている国民資本勘定の財政部門は上記マニュアル・モデルに準拠することになるから、それとの関連あるいは統合を考慮してすべての税収を計上しておいた方が望ましい。

② 国民所得勘定における租税の具体的分類基準。

i 考え方

1. 国民所得理論による立場

国民所得の理論上、要素費用に含めるべき租税と、
異なる租税とに分類し、前者を直接税とし、後者を間

接税とする。国民所得勘定における直接税は、最終的に個人に帰属する所得の処分にたいして課される租税であり間接税は生産の場で生産に際して課される租税であるとする。

ロ、租税理論による立場

(1) 担税者に着目する説

立法者が、法律で規定する納税者を担税予定者としているものを直接税とし、納税者が負担しないで、取引の相手方が負担することを予定しているものを間接税とする。

(2) 転嫁と帰結の実態による説

立法の趣旨にとらわれず、経済的力関係で決まる転嫁の実態に関して直接税と間接税とに分類する。

(3) 課税客体に着目する説

直接、所得や財産にたいして課税される収得税と財産税を直接税とし、それ以外の消費税と流通税とを間接税とする。

ハ、税法上、経費算入の認否による立場

所得算定に際し税法上、経費計上を認められる租税を間接税とし、認められない租税を直接税とする。

ii 検討

S.N.A.と国連国民所得統計年鑑で示されている租税の分類基準は、国際的 분류基準の大綱を示したものであるから、わが国税制の各税目を実際に区分するときは、更

に具体的な基準が必要である。

上記の国際的な分類基準の解釈としては(2)の①②すなわち、法人に課される直接税と、家計、民間非営利団体に課される直接税は、要素所得に含められ、要素費用ベースで計測された国民所得の一部となるもので、家計または民間非営利団体が負担するか、法人が負担するかによって、個人税、法人税に二分される。③の間接税は各種政策上の目的で、要素費用で計測された国民所得額にプラスされて、市場価格で評価された国民総生産の一部を形成する性質を有すると理解して差支えはかろう。

前掲のロ、租税理論による立場と、ハ、税法上経費算入の認否による立場は、一応国民所得の理論をはなれて、租税を直接税と間接税に分類する考え方であり、そこで述べられた直接税、間接税は国民所得で云うそれらと概念を必ずしも同じうするものではない。ただこれらの見方によるとかはより具体的な分類基準ができるわけである。従って先に示した国際的分類基準の概念に矛盾することなくして、これらの説のうちのいずれかを採用することができないかを検討するのも有意義であろう。

国民所得勘定における租税の具体的な分類基準の考え方のうちのロ、(ロ)の較嫁と帰結の実態による説はいわば理想論であり、実行不可能である。ロ、(ハ)の課税客体に着目する説は、租税の直接税、間接税の区分を行なう場合に担税者に着目した考え方では、充分説明がつかかわる点がある

ので補充的に考慮されたものである。

国民所得勘定における租税分類の基準原則としては、できるだけ国際比較に耐える様は普遍性と、税制の変更によってあまり影響を受けない永続性とを備えることが望ましい。従って、間接税を次のように規定することとする。要素費用で計測された国民所得にプラスされて、国民総生産の一部を形成し、所得を積み出す生産の場で賦課される租税である。そして具体的な判別が困難な場合には、税法上、所得算定に際し、経費計上と認められているものとする。上記以外の租税を国民所得勘定上の直接税とし、課税対象が家計と対個人サービス民間非営利団体であるか、法人であるかによって、個人税と法人税とに分類する。

ここで現行分類を再検討してみる。国税と地方税に分けて、大蔵省分類と国民所得分類を対比したものが別表1である。相違する処は、国税の再評価税を大蔵省では直接税に分類しているが、国民所得勘定では間接税としており、地方税の事業税、固定資産税、自動車税、経自動車税、鉱区税、鉱産税、都市計画税、市町村法定外普通税を大蔵省では直接税に分類しているが、国民所得勘定では間接税としている点である。

国民所得分類を課税対象による分類と比較すると、別表2のように、収穫税中の事業税、相続税を除く財産税、流通税中の鉱産税を国民所得勘定では間接税としている点である。流通税はすべて税法上、納税義務者を明規している

が、担税者を予定していない租税であり、漠然と財の移転という事実があれば、その背後に自ら担税力があるものと想定して課税しているわけで、経済的にみれば消費税の転嫁と同様のことが云える。ただ取引によって転嫁の可能性の有無と程度が多様に生ずるわけである。現実の転嫁の現象は千差万別であるが、間接税と同類とみはして処理せざるを得ないであろう。

まず、再評価税は、再評価積立金なる資本剰余金から取崩されるのであるから実質的には、所得からの支払であり、又税法上転嫁を予想しておらず、経費買入も認めないので直接税とすべきものとおもわれる。

事業税は人税的性格を有するが税法で課税標準を所得、清算所得又は収入金額としており必ずしも所得のみを課税標準と規定してはいない。また損費に計上することができるので、間接税とみはして差支えはかろう。

固定資産税については、課税客体が家計財産であろうと、営業用財産であろうと国民所得勘定の総支出面に含まれている。一方所得面では個人賃貸料所得を推計する場合に個人分の固定資産税を控除しており、また法人所得や、個人業主所得を推計する場合は営業用資産にたいする固定資産税が控除されて計上されているので、バランス上も、総生産を導き出す場合の調整項目として間接税に計上しなければならぬことになる。都市計画税もこれに準ずる。

自動車税、軽自動車税は、個人が消費生活に使用する場

合は直接税の性格を有するが、営業用に使用される場合は経費計上をみとめられ、市場価格形成に参照するから間接税である。従って家庭消費生活に使用される自動車にたいして課される自動車税、軽自動車税は個人税とし、営業用自動車にたいするもののみを間接税とすべきであろう。

鉱区税は納税義務者たる鉱業権者の所得算定の場合に控除されるから間接税とする。鉱産税は鉱物の採掘事業を課税客体とし、鉱物価格を課税標準とする事業税的性格を有しており事業税との二重課税を排除する規定もあるので現行どおり間接税とする。

なお、わが国の現在の国民所得勘定における調整項目としての間接事業税は財政収支バランスにおける収入面の「間接事業税税外収入」の計数をあてている。すなわち財政収入に租税を計上する際に、既に国民所得の理論から見直した分類がはさられている。またS.N.A.の標準案では単に「間接税」となっているが、わが国では米国で用いている「間接事業税」(indirect-business tax)によつたものとおもわれる。「間接事業税」なることは間接的に事業にたいして課せられる税と解したり、間接税ほらびに事業税と解したりして明確を欠くので混乱をさけるためにむしろ「間接税」とした方がよいと思われる。

2 税外収入の範囲と区分

(1) 問題点

- ① 租税収入と併せて計上すべき政府収入項目の範囲。

② 個人税的税外収入、法人税的税外収入および間接税的税外収入と区分するための基準と官公企業剰余等との関連。

国民所得勘定上の間接税と併せて調整項目に計上すべきオ入項目と、個人又は法人が負担すべき直接税的オ入項目の選定基準を設け官公企業剰余と一括して計上すべき項目との区分を明確にすることが、本問題の要点である。

特に現行分類では、税外収入として選定されたオ入項目のうち、個人税的および法人税的項目以外のすべての項目を間接税的収入に充当しているので、この間接税的税外収入として計上されている項目の妥当性が最大の問題となっている。

(2) 検 討

① 税外収入は、租税収入と併せて計上する以上、租税的性格をもった収入項目でなければならぬ。すなわち、一般国民より、財政権によって強制的に財の形で徴するものであるべきである。その解釈上、官公機関で財貨サービスを提供はするが、その対価としては見合わないこれら諸機関への支払を含めて差支えはしないとおもわれる。

このような考え方からすれば、現在採用している項目のうち刑務所収入、物品売払収入、病院収入、授業料などは除外する必要はないであろう。一方追加すべきものとして、接收貴金属等返還納付金、日本中央競馬会納付金、少年院職業補導収入および婦人補導院職業補導収入がある。

② 現行の官公企業剰余金等の内容は、官公企業剰余と、受取刑子、賃賃料に限定している。税外収入の区分は別表1に示

す通りであるが、病院収入、授業料、入学検定料、免許手数料は個人が受けるサービスの対価の一部とみはすことができるので個人負担とみはして差支えはないであろう。ただ免許手数料は個人のほかに法人も支出することが考えられるが、その割合を検討する資料がないので、便宜上、個人税と間接税とは二等分するのを止むを得ないものとおもわれる。この場合の法人負担分は企業経費に計上することができるので、要素費用に加算されて市場価格を形成すると考えるわけである。

懲罰没収金、弁償違約金および延滞金、期満後収入は個人負担と法人負担とがあるわけであるが、これも分割資料がないので、便宜上、個人税と法人税とに二等分せざるを得ないわけである。法人負担分は経費計上ができず、所得から支出されるべきものであるから直接税的性格を有するものとみはして、法人税税外収入とすることになる。日銀納付金は法人税と同性質とみはして差支えはないであろう。

専売公社納付金とアルコール専売特別会計納付金については、純利益金よりこれら納付金を差引いた額が官公企業剰余に計上されているので、納付金相当額を間接税的性格をもつものとして、間接税税外収入に分類するのは差支えはないであろう。

ただ日銀納付金とアルコール専売特別会計納付金とは、計上すべき計数に問題がある。前者については、決算後2ヶ月目に国庫に納入されるので、従来通り、現金ベースで、国庫に納入される時期をとらえて、すなわち一期ずつずらして計

上するか、或は決算処分時に着目した発生ベースにより、決算期に計上すべきかということである。

後者については、官公企業剰余に当年度利益金を計上し、間接税税外収入に当年度利益金のうちの納付金を計上しているのは重複計上にもなつて誤りである。官公企業剰余には当年度利益金そのものではなく、それにより納付金を差引いた残額（固定資産と運転資金の増加に充当）を計上すべきである。

つぎに現在、間接税税外収入に含まれている受託調査試験役務収入、刑務所収入、物品売払収入について検討しよう。

これらについては、間接税的性質をもつものと解釈するのは無理であるので官公企業剰余金に包含する方法も考慮される。しかし官公企業剰余に計上すべきものの性格を要素費用に限定するとするならば、負担者が個人であるか、法人であるかによって、個人税税外収入と法人税税外収入に分類すべきではなかろうか。ただ、物品売払収入はその内容が種々雑多なので少くとも既存資産の売却によるものは除外すべきであらう。また、追加すべき項目である接收貴金屬等返還納付金、日本中央競馬会納付金、少年限職業補導収入および婦人補導院職業補導収入は個人税税外収入に分類することになる。

なお、現在では、地方の住宅使用料は個人税税外収入に分類されているが、中央の分類（住宅賃貸料は官公企業剰余等に含めている）にならって官公企業剰余等に移すべきであらう。

(別表1)

租税および税外収入分類表 (昭和35年度)

(単位 100万円)

大蔵省分類	国民所得部分類							
	直接税	間接税	直接税		間接税	税外負担		
			個人	法人		個人	法人	間接税
国 税	所得税	酒税	個人	法人	再評価税	病院	日銀納付金	専売公社納付金
	法人税	砂糖消費税	所得税	法人税	酒税	授業料入学金定料	懲罰没収金	アルコール専売
	相続税	揮発油税	(源泉、申告)		砂糖消費税	免許手数料	弁償違約金	%納付金
	再評価税	トランプ類税	相続税		揮発油税	懲罰没収金	延滞金期満後収入	受託調査試験
		関税			物品税	弁償違約金		役務収入
		物品税			トランプ類税	延滞金期満後収入		刑務所収入
		入場税			取引所税	国立病院%病院収入		物品売却収入
		地方道路税			有価証券取引税			免許手数料
		専売益金			通行税			
		とん税			関税			
		特別とん税			とん税			
		有価証券取引税			旧税			
		日本銀行券発行税			印紙収入			
		通行税			日銀券発行税			
		印紙収入			入場税			
		(印紙課金)			地方道路税			
					特別とん税			
				合計				

大 藏 省 分 類		国 民 所 得 分 類					
直 接 税	間 接 税	直 接 税		間 接 税	税 外 負 担		
		個 人	法 人		個 人	法 人	間 接 税
事 業 税	入 場 税	道 府 県 民 税	道 府 県 民 税	道 府 県 税	使 用 料、操 業 料 16.111	延 滞 金、加 算 金 等 金 3.183	施 電 水 利 使 用 料 4.476
自 動 車 税	娯 楽 施 設 利 用 税	個 人 20.293	法 人 31.289	事 業 税 188.707	保 育 所 使 用 料 4.081		手 数 料 金 10.778
鉱 区 税	遊 興 飲 食 税 (料 理 飲 食 税)	狩 獵 者 税 4.30	市 町 村 民 税	不 動 産 取 得 税 13.671	そ の 他 21.279		寄 附 金 金 10.655
狩 獵 者 税	電 気、ガ ス 税	市 町 村 民 税	法 人 均 等 割 1.369	道 府 県 夕 八 消 費 税 24.906	手 数 料 金 10.778		物 品 売 払 代 8.697
市 町 村 民 税	入 湯 税	個 人 均 等 割 9.106	法 人 税 割 47.910	娯 楽 施 設 利 用 税 3.322	延 滞 金、加 算 金 等 金 3.184		受 託 事 業 收 入 11.359
道 府 県 民 税	仁 仁 二 消 費 税	個 人 所 得 割 69.648		遊 興 飲 食 税 28.326	寄 附 金 金 10.654		
固 定 資 産 税	軽 油 取 引 税	軽 自 動 車 税 1.881		自 動 車 税 14.664			
地 方 税	市 町 村 法 定 外 普 通 税			鉱 区 税 9.28			
軽 自 動 車 税	木 材 引 取 税			固 定 資 産 税 4.105			
鉱 産 税	不 動 産 取 得 税			法 定 外 普 通 税 4.22			
都 市 計 画 税	道 府 県 法 定 外 普 通 税			目 的 税 (軽 油 取 引 税) 17.241			
目 的 税 (但 入 場 税 及 軽 油 取 引 税 は 間 接 税)				旧 税 33			
道 府 県 法 定 外 普 通 税				市 町 村 税			
市 町 村 法 定 外 普 通 税				固 定 資 産 税 172.264			
				軽 自 動 車 税 1.881			
				市 町 村 仁 仁 二 消 費 税 34.290			
				電 気 ガ ス 税 40.933			
				鉱 産 税 2.298			
				木 材 引 取 税 1.963			
				法 定 外 普 通 税 (都 市 計 画 税、入 場 税 等) 5.56			
				目 的 税 11.042			
				旧 税 145			
		合 計 101.959	80.568	561.709	66.087	3.183	45.965

(別表 2)

租 税 分 類 表

分 類	直 接 税	間 接 税
収 得 税	所得税、法人税、狩猟者税 (L)、事業税(L)	
財 産 税	相続税(贈与税を含む) <u>再評</u> <u>価税</u> <u>固定資産税(L)</u> 、 <u>都市計</u> <u>画税(L)</u> 、 <u>自動車税(L)</u> 、 <u>軽自</u> <u>動車税(L)</u> <u>鉱区税(L)</u>	
間接消費税		<u>酒税</u> 、 <u>砂糖消費税</u> 、 <u>揮発油税</u> <u>トランプ類税</u> 、 <u>物品税</u> 、 <u>専売益金</u> 、 <u>地方道路税</u> 、 <u>関税</u> 、 <u>たばこ消費税(L)</u>
直接消費税		<u>通行税</u> 、 <u>入場税</u> 、 <u>電気ガス税(L)</u> <u>遊興飲食税(L)</u> 、 <u>軽油引取税(L)</u> <u>入湯税(L)</u> 、 <u>娯楽施設利用税(L)</u>
流通税その他	<u>鉱産税(L)</u>	<u>有価証券取引税</u> 、 <u>日本銀行発行税</u> 、 <u>印紙収入</u> 、 <u>取引所税</u> 、 <u>とん税</u> 、 <u>特別と</u> <u>ん税</u> 、 <u>木材引取税(L)</u> 、 <u>不動産取得税</u> <u>(L)</u> 、 <u>道府県法定外普通税(L)</u> 、 <u>市町</u> <u>村法定外普通税(L)</u>

注. 1. (L) は地方税

2. 下線を施したものは国民所得勘定で現在間接事業税に分類しているもの。

3 税外収入項目の分類改訂案

(単位 100万円)

項 目	国	地 方
税外収入として租税 と一括計上するもの 196.828	個人 税	懲罰没収金 2,443 弁償違約金(個人分) 156 延滞金期満後収入(個人分) 106 接收貴金属等返還納付金 189 延滞金加算金等(個人分) 3,184
	法人 税	懲罰没収金(法人分) 2,443 弁償違約金() 156 延滞金期満後収入() 106 日銀納付金 16,109 延滞金加算金等(法人分) 3,183
	間 接 税	免許手数料(法人分) 324 専売公社納付金 146,494 アルコール専売特別会計納付金 486 用途指定寄付金等受入(法人分) 16 手数料(法人分) 10,778 寄付金() 10,655
個人(家計および民間非営利団体)からのその他の經常移転収入とするもの 81,180		免許手数料(個人分) 324 授業料, 入学検定料 2,145 用途指定寄付金等受入(個人分) 16 日本中央競馬会納付金 3,153 手数料(個人分) 10,778 授 業 料 16,111 寄付金(個人分) 10,654 保育所使用料 2,787 保健所使用料 1,294 その他使用料 11,878 雑収入の雑入 22,040
家計と企業による購入として、政府の財貨サービスの經常購入より控除するもの 120,122	病 院 収 入 防衛庁職員等給食費受入 国立光明寮等給食費受入 受託調査試験役務収入 刑務所収入 物品売払収入	病 院 収 入 47,690 受託專業収入 11,359 物品売払代 8,697 分担金・負担金 12,183 発電水利使用料 4,476

(備考) アンダーラインを施したものは、なお検討を要するとおもわれるものである。

政府企業の産業分類について

(財政分科会資料 No. 4-3)

政府企業に關する現行分類は、以前に長期経済計画作成当局の意見をとり入れて、決めたものであるが、地方公営企業、収益事業の關於について範囲と分類を再検討することによって、新たに加えられるものが予想されるので、産業別国民所得、産業別資本形成等

との關係上、改めて見直してみる必要がある。現行国民所得勘定における公表産業分類は、かなり粗いので、各企業体の主たる事業によって分類することになる。

以下に分類案を示す。

名 称	国民所得		35年 I O	備 考	名 称	国民所得		35年 I O	備 考
	改正案	現 行				改正案	現 行		
中 央									
1. 企業特別会計					郵政事業特別会計	運輸通信公益事業	改正案と同じ	郵便	
造幣局特別会計	製 造 業	改正案と同じ	身近細貨品		郵便事業特別会計	金融、保険、不動産業	、	金融	
印刷局、	、	、	その他の印刷出版		貴金屬特別会計	卸小売業	、	卸売	
国有林野事業特別会計	林 業	、	特殊林産物、薪炭製造、伐木、製材、公共事業		食糧管理特別会計	、	、	、	
アルコール専売事業特別会計	製 造 業	、	エチルアルコール、メタノール系誘導品		米価安定特別会計	、	、	、	
					簡易生保及郵便年金特別会計	金融、保険、不動産業	、	生命保険	
					資金運用部特別会計	、	、	金融	

名 称	国民所得		35年I0	備 考	名 称	国民所得		35年I0	備 考
	改正業	現 行				改正業	現 行		
2 政府関係機関									
日本専売公社	製 造 業	改正業と同じ	煙草、炭鉱、 食用塩、その 他の最終化学 製品		住宅金融公庫	金融、保険、不 動産業	改正業と 同じ	金 融	
日本国有鉄道	運輸、通信、公 益事業	、	国有鉄道（病 院は国鉄に合 ます） 地方鉄道、軌 道業、道路旅 客、輸送道路 貨物輸送、そ の他の建設、 沿海内水面、 輸送、鉄道車 両修理		農林漁業金 融公庫	、	、	、	
日本電信電 話公社	運輸、通信、公 益事業	、	電 信		中小企業金 融公庫	、	、	、	
国民金融公 庫	金融、保険、不 動産業	、	金 融		北海道東北 開発公庫	、	、	、	
					公営企業金 融公庫	、	、	、	
					中小企業信 用保険公庫	、	、	その他の保険	
					医療金融公 庫	、	、	金 融	
					日本貯蓄銀 行	、	、	、	
					日本輸出入 銀行	、	、	、	
					3. その他の政府 企業				
					日本住宅公 団	建 設 業	金融保険 不動産業	住宅賃貸料、 住宅新建築(非 木造)、非住 宅新建築(非	現在、定員、 事業資金で 建設部門が 殆ど占めて

名 称	国民所得		35年I O	備 考	名 称	国民所得		35年I O	備 考
	改正業	現行				改正業	現行		
日本道路公団	建設業	改正業と同じ	木造)、その他 の建設 公共事業、道 路輸送施設授 付業	いる。	日本原子力 研究所	行政機関関係と して特掲	改正業と 同じ	その他の公共 サービス	
愛知用水公団	・	農 業	農業サービス、 公共事業	農業土木工 事が主体	原子燃料公 社	銀 業	運輸通信 公益事業	・	ウラン鉱の 探掘および 精錬
農地開発機械公団	・	・	公共事業、そ の他の対事業 所サービス	農地の開発 に關する受 託工事が大 部分	帝都高速交 通公団	運輸通信公益事 業	改正業と 同じ	道路旅客輸送 その他建設 その他建設 電源開発	
森林開発公団	林 業	林 業	公共事業	造林事業が 主体	地方 企業会計 (イ) 公營企業 水道事業	運輸通信公益事 業	改正業と 同じ	上水道、下水 道、 地方鉄道軌道 道路旅客輸送	
特定船舶整備公団 (国内旅客船公団)	運輸、通信、公 益事業	改正業と 同じ	沿海内水面輸 送	オーナー、 共有船舶の 運送も行ふ。	交通事業	・	・	事業用電力 都市ガス	
首都高速道路公団	建設業	・	公共事業、道 路輸送施設授 付業		電気事業 ガス事業 (ロ) 準公營企業	・ ・	・ ・		

名 称	国 民 所 得		35年10	備 考
	改 正 率	現 行		
簡易水道事業	運輸通信公益事業	改正率と同じ	上水道、下水道	
港湾整備事業	建設業	運輸通信公益事業	公共事業、その他の建設、道路輸送施設提供	埋立事業、港湾、上屋の賃貸など
と畜場事業	金融、保険、不動産業		屠殺	と畜場の賃貸、または屠殺業
宅地造成事業	建設業		その他の建設	
観光施設	サービス業、その他		その他の娯楽	施設の賃貸など
市場事業	金融、保険、不動産業		卸 売	市場施設の賃貸が主体
造林事業	林 業		育 林	
競輪、競馬、モーターボートレース、競走、小型自動車競走	サービス業、その他		その他の娯楽	
当選券付証券の発売	金融、保険、不動産業			